

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



作成：平成 29 年 12 月 26 日

作成者：弁理士 日野 京子

【事件名】 鋼管ポールおよびその設置方法事件
【事件種別】 審決取消訴訟
【事件番号】 平成 29 年（行ケ）第 10001 号
【裁判所部名】 知財高裁 4 部
【判決日】 平成 29 年 9 月 19 日判決
【キーワード】 進歩性
【判決の要旨】

発明の名称を「鋼管ポールおよびその設置方法」とする発明について、特許請求の範囲の減縮を目的とした補正後の発明は、当業者が容易に発明をすることができたということとはできないとして審決を取り消した。

【事案の概要】

1. 手続の経緯

平成 26 年 6 月 5 日	特許出願（特願 2014-116674 号）
平成 27 年 7 月 16 日	特許請求の範囲を補正（本件補正）
平成 27 年 8 月 20 日	本件補正の却下、拒絶査定
平成 27 年 11 月 25 日	拒絶査定不服審判請求
平成 28 年 1 月 18 日	請求不成立
平成 29 年 1 月 4 日	審決取消訴訟提起

2. 特許請求の範囲の記載

（1）本件補正後の特許請求の範囲の請求項 1 の記載は、次のとおりである（以下、この発明を「本件補正発明」という。）。

【請求項 1】

灯具、信号機、標識、アンテナなどの装柱物を支持する支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は上下に貫通した筒状の基礎体から構成され、前記基礎体と前記支柱とは締付部材により締め付け固定され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出していることを特徴とする鋼管ポール。

3. 審決の理由

（1）本件審決の理由は、①本件補正は特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるところ、本件補正発明は、引用例（実願昭 61-155521 号（実開昭 63-59973 号）のマイクロフィルム（甲 1））に記載された発明（以下「引用発明」という。）並びに周知例 1（特開 2003-328354 号公報（甲 2））及び周知例 2（登録実用新案第 3114768 号公報（発行日平成 17 年 10 月 27 日。甲 3））に記載された周知技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであり、特許法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができるものではないから、本件補正は、同法 17 条の 2 第 6 項において準用する同法 126 条 7 項に違反し、却下すべきものであるとした上で、②本願発明は、引用発明に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから、同法 29 条 2 項の規定により特許を受けることができない、というものである。

（2）本件補正発明と引用発明との対比

ア 引用発明の内容

安全柵、ポール、案内用のロープ張り、その他簡易車庫等構造物の柱状物と、ベースの中央部にパイプを溶接で強固に突設し、平板状の羽根をベースのパイプ取付面の四隅に配設し、羽根の一边をパイプ側面と固着させていて、炭素鋼を使用し、土中に埋込んで柱状物を支持する支持基礎とを有する柱状物構造であって、ベースのパイプの取付部に貫通穴を設けることにより、柱状物は、柱先端部がパイプ及びベースを貫通して土中に突出している柱状物構造。

イ 一致点

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は上下に貫通した筒状の基礎体から構成され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出している鋼管ポール。

ウ 相違点

(ア) 相違点 1

「支柱」に関して、本件補正発明は、「灯具、信号機、標識、アンテナなどの装柱物を支持する支柱」であるのに対し、引用発明は、「安全柵、ポール、案内用のロープ張り、その他簡易車庫等構造物」の「支柱（柱状物）」である点。

(イ) 相違点 2

「支柱」及び「基礎体」に関して、本件補正発明は、「基礎体」と「支柱」とは「締付部材により締め付け固定され」るのに対し、引用発明には、その特定がない点。

【当事者の主張】

1. 原告の主張

一致点の認定誤りと相違点の看過

・ 本件補正発明と引用発明とは、「基礎体」に関して、本件補正発明は「上下に貫通した筒状」であるのに対し、引用発明は「中央部にパイプを突設し」た「ベース」と当該「ベースのパイプ取付面の四隅に配設し」た「平板状の羽根」とからなる点においても相違する（以下、この相違点を「相違点 3」という。）。本件審決は、本件補正発明と引用発明との一致点の認定を誤り、相違点 3 を看過したものである。

・ 本件補正発明の「基礎体」という用語は、「機能、特性等」を用いて物を特定しようとする記載である。

そして、「基礎」とは、「上部構造物の荷重を地盤に伝えるための工作物」（甲 15）、「柱、壁、土台およびつかなどからの荷重を地盤または地業に伝えるために設ける構造部分」（甲 16）をいうところ、本件補正発明における荷重は、「支柱」からの荷重であるから、本件補正発明における「基礎体」とは、「前記支柱からの荷重を地盤に伝えるための工作物あるいは構造部分としての機能を有するもの」と解釈され、「鋼製基礎」として機能する「上下に貫通した筒状の基礎体」がこれに当たる。また、本件補正発明において、「鋼製基礎は、上下に貫通した筒状の基礎体から構成され」、基礎体設置時に筒状の基礎体の内側空間部に土が入ることにより、筒状の基礎体の外周面が土圧に抵抗して基礎として機能するものである。

・ 引用発明では、ベース及び平板状の羽根が「支持基礎」として機能し、「パイプ及びベース」が「支持基礎」として機能するわけではない。

引用発明の「パイプ」は、柱状物を挿入固定する固定部を構成するから、「支柱」と「基礎体」とを「締め付け固定」する「締付部材」の筒状の部分に相当する。引用発明の「パイプ」は、上下に貫通した筒状ではあるが、本件補正発明の「上下に貫通した筒状の基礎体」ではなく、「締付部材」の湾曲した部位によって形成される筒状の部分に相当するものである。「パイプ」が筒状であることにのみ着目して、本件補正発明の「上下に貫通した筒状の基礎体」に相当するということとはできない。

・ 本件補正発明の鋼製基礎として機能する「上下に貫通した筒状の基礎体」と対比されるのは、引用発明の支持基礎として機能する「ベース」及び「平板状の羽根」の部分である。そして、引用発明において、支持基礎は、板状のベース上に板状の羽根を放射状に剥き出しに設けたものであって、外周壁が存在しないから、筒状とはいえない。

・ 相違点 3 は、本件補正発明と引用発明との実質的な相違点である。すなわち、本件補正発明の「上下に貫通した筒状の基礎体」と、引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」とは、前者は筒状であるのに対し、後者は筒状とはいえないから、構成が全く異なる。また、本件補正発明は、筒状の基礎体内部に土を入れられることなどから、大きな応力を受けた場合に変形を起こすか否か（強度）、下側の部分の地盤を強固にすることができるか否か（転圧性）、基礎を重ねて用いることにより接地面積を増加させることなく抵抗面積を増やすことができるか否かという点において、引用発明から予想し得ない特有の効果を奏するものである。

2. 被告の主張

・ 引用発明の「パイプ及びベース」は、本件補正発明の鋼製基礎を構成する「上下に貫通した筒状の基礎体」に相当する。

・ 本件補正発明では、「筒状の基礎体」について、「支柱の下端部を固定する鋼製基礎」を構成すること、「支柱」と「締付部材により締め付け固定され」ること、「地中に埋設されること」及び「支柱」が「貫通して先端

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



部分が地中に突出している」こと、並びに「上下に貫通した筒状」であることが特定されているのみである。

・ 「パイプ」は「炭素鋼を使用し」た「支持基礎」の構成要素の一つである。「パイプ」が「土中での支圧部」の機能を果たすとはされていないとしても、引用発明の「支持基礎」の構成要素であることに変わりはなく、「土中での支圧部」の機能を果たすか否かで、「支持基礎」の一部であるか否かが変わるものではない。ベース及び平板状の羽根が支圧部として、パイプが固定部として機能するとしても、「パイプ」が「支持基礎」の構成要素であることに何ら影響しない。

【裁判所の判断】

1. 本件補正発明の「基礎体」の定義

・ 本件補正発明の特許請求の範囲には、本件補正発明の「基礎体」とは、「支柱の下端部を固定する鋼製基礎」を構成するものであること、「支柱」と「締付部材により締め付け固定されること」、「地中に埋設されること」及び「支柱」が「貫通して先端部分が地中に突出している」こと、並びに「上下に貫通した筒状」のものであることが記載されている。そうすると、特許請求の範囲の記載には、「基礎体」とは、「地中に埋設」され、別の部材である「締付部材」により「支柱」を固定し、また、「支柱の下端部を固定する」、「上下に貫通した筒状」の部材であるという程度の特定しかない。

・ 本件補正発明においては、鋼製基礎が上下に貫通した筒状の基礎体から構成されるから、設置する基礎体の数を増やすことにより設置面積を増加させることなく鋼製基礎の抵抗面積を増やすことができるとされている（【0008】）。このように、鋼製基礎を構成する基礎体の機能として、抵抗面積を増やすことが着目されているところ、【図1】によれば、ここにいう抵抗とは、基礎体が地盤と接触することにより、地盤からの抵抗を受けることを意味することは明らかである。また、基礎体が地盤からの抵抗を受けるのは、その反対の力である支柱の荷重を基礎体が地盤に伝えているからである。そうすると、基礎体は、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材であるといえることができる。

また、本願明細書においても、「基礎体と支柱とは、締付部材により締め付け固定されているので、基礎体の着脱が容易である」、「基礎体4と支柱2とは、ボルトとナットにより締め付けるバンド5により固定される」と記載され（【0008】【0016】）、「基礎体」と、「基礎体」と支柱を固定する締付部材とは、区別して記載されている。

したがって、特許請求の範囲の記載に加え、本願明細書の記載も併せて考慮すれば、「基礎体」とは、「地中に埋設」され、別の部材である「締付部材」により「支柱」を固定し、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受けることにより、「支柱の下端部を固定する」、「上下に貫通した筒状」の部材という意義を有するものと解される。

・ 用語の一般的意義

本件補正発明は、円形鋼管や角鋼管を使用した鋼管ポール及びその設置方法に関するものであるところ（【0001】）、土木・建築の分野において「基礎」とは、「上部構造物の荷重を地盤に伝えるための工作物」（甲15）、「柱、壁、土台およびつかなどからの荷重を地盤または地業に伝えるために設ける構造部分」（甲16）を意味する。このように、基礎という用語は、上部構造物の荷重を地盤に伝える工作物や構造部分という一般的意義を有するものとされている。したがって、本件補正発明の「基礎体」を、前記イ(イ)のとおり解することは、基礎という用語の一般的意義にも沿うものである。

2. 引用発明の「支持基礎」

・ 「ベース」及び「平板状の羽根」について

引用例には、「横方向の土圧を受ける平板状の羽根をベースに立設すると共に一辺をパイプに固着して、支持基礎の底面部、正面部、側面部の投影面積をコンクリートブロックのそれぞれの部分に略同じくした場合この支持基礎を埋込むにはコンクリートブロック埋込み時と同じ大きさの穴を掘り、埋込み後は掘り出した土をリブ間等にほとんど埋戻して土中にしっかり固定させる。この支持基礎は横方向の投影面積がコンクリートブロックと同一寸法であるので横方向の荷重に対する反力は同一となる。又、リブ間には土を埋戻す為、支持基礎の重量が軽いにも拘らず埋戻した土の重量で引抜き力に対する抵抗力も充分大きなものとなる。」と記載されている（4頁8行～5頁3行）。

同記載によれば、引用発明の「ベース」は埋め戻した土の重量で引抜き力に対する抵抗力を発揮する部分であり、「ベース」において支柱の引抜き力が地盤にかかることが前提になっており、また、「平板状の羽根」は横方向の荷重に対する反力を発揮する部分であり、「平板状の羽根」には支柱の横方向の荷重が地盤にかかることが

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



前提になっていると認められる。したがって、引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」は、少なくとも、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材である。

- ・ 「パイプ」について

引用例には、「パイプ」について、「柱状物を挿入するパイプ」（実用新案登録請求の範囲，3頁15行～16行）、「パイプ（2）に柱（7）を挿入し、パイプ（2）との隙間に砂（8）を詰め込んで固定する。」（6頁18行～7頁2行）と、支柱を固定することが記載されるにとどまり、地盤との関係については記載されていない。

また、引用例には、「パイプ」について、支柱を固定する旨記載されているところ、「パイプ」と、「ベース」及び「平板状の羽根」との関係について、「平板状の羽根を前記ベースのパイプ取付面に立設すると共に羽根の一边をパイプ側面に固着し」、「正方形のベースの中央部にパイプを溶接し」などと記載されているから（3頁17行～4頁1行，同頁8行～10行，6頁5行～8行）、「パイプ」は、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材である「ベース」及び「平板状の羽根」に固着、溶接されて、支柱を固定するものといえる。そうすると、引用発明の「パイプ」は、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材に相当するということとはできない。

さらに、引用例には「本考案では、柱状物構造の支持部と土中での支圧部を」「お互いに連続しているが別形状とし」と記載され（4頁5行～8行）、「支持基礎」における「土中での支圧部」と「柱状物構造の支持部」とが互いに区別されている。このことは、引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」を、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材に相当し、「パイプ」をこのような部材に相当しないと区別して解することと整合するものである。

3. 本件補正発明と引用発明との対比

- ・ 引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」は、別の部材により「支柱」を固定し、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受けることにより、「支柱の下端部を固定する」部材であって、引用発明の、「ベースのパイプの取付部に貫通穴を設けることにより、柱状物は、柱先端部が」「ベースを貫通して土中に突出している」構成は、本件補正発明の「前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出していること」に相当し、引用発明の「土中に埋込んで」は、本件補正発明の「地中に埋設され」に相当し、さらに、これらによれば、引用発明の「ベース」及び「平板状の羽根」は、本件補正発明の「基礎体」に相当する。一方、「パイプ」が、本件補正発明の「基礎体」に相当するということとはできない。

したがって、本件補正発明と引用発明とは、「支柱と、前記支柱の下端部を固定する鋼製基礎とを有する鋼管ポールであって、前記鋼製基礎は基礎体から構成され、前記基礎体は地中に埋設され、前記支柱は前記基礎体を貫通して先端部分が地中に突出している鋼管ポール」である点で一致し、相違点1及び2のほか、以下の点で相違する（原告主張に係る相違点3に同じ）。

「基礎体」に関して、本件補正発明は「上下に貫通した筒状」であるのに対し、引用発明は「中央部にパイプを溶接で強固に突設し」た「ベース」と当該「ベースのパイプ取付面の四隅に配設し」た「平板状の羽根」とからなる点。

- ・ 被告は、本件補正発明では「筒状の基礎体」について、「支柱の下端部を固定する鋼製基礎」を構成するものであること、「支柱」と「締付部材により締め付け固定され」ること、「地中に埋設されること」及び「支柱」が「貫通して先端部分が地中に突出している」こと、並びに「上下に貫通した筒状」のものであることが特定されているのみであると主張する。

しかし、本件補正発明の特許請求の範囲には、「前記基礎体と前記支柱とは締付部材により締め付け固定され」と記載され、「基礎体」と「締付部材」とが区別されているから、「支柱」を固定する部材である「基礎体」の技術的意義を一義的に明確に理解することができず、その要旨の認定に当たっては、発明の詳細な説明の記載を参照することが許される特段の事情があるというべきである。そして、前記（1）のとおり、特許請求の範囲の記載に加え、本願明細書の記載及び用語の一般的意義を併せて考慮すれば、「筒状の基礎体」とは、被告の上記主張のほか、支柱の荷重を地盤に伝え、地盤から抵抗を受ける部材という意義をも有するものと解される。

- ・ 相違点3に係る本件補正発明の構成は、引用例、周知例1及び周知例2のいずれにも記載されていないし、示唆もされていないから、これらに基づいて、当業者が容易に想到することができたということとはできない。

- ・ よって、本件審決は、本件補正発明と引用発明との一致点の認定を誤り、相違点3を看過したものである。また、前記(4)のとおり、相違点3に係る本件補正発明の構成は、引用例1、周知例1及び周知例2に基づいて当業者が容易に想到することができたということとはできないから、本件審決による相違点3の看過が、その結論に影響を及ぼすことは明らかである。

REPORT

あいぎ特許事務所

〒450-0002 名古屋市中村区名駅 3-13-24

第一はせ川ビル 6階

TEL(052)588-5225 FAX(052)588-5226



【考察】

・ リパーゼ事件においては、発明の要旨認定は、特許請求の範囲の記載の技術的意義が一義的に明確に理解できないとか、あるいは一見してその記載が誤記であることが明細書の詳細な説明の記載に照らして明らかであるなどの特段の事情がない限り、特許請求の範囲の記載に基づいてされるべきである旨の指針を示している。

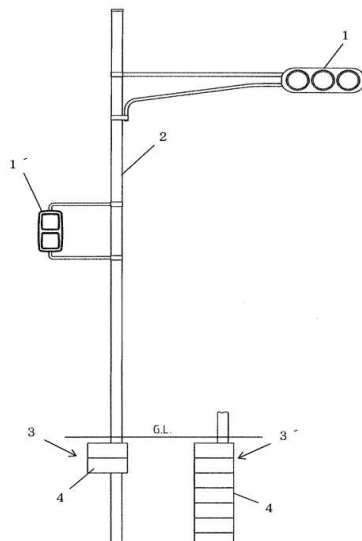
本件では、請求項に記載の技術的意義が一義的に理解できない場合に該当し特段の事情があることから、リパーゼ事件の判決内容に則り、例外として発明の詳細な説明及び図面の記載が参酌され、引用発明に対して進歩性ありと判断された。

・ 引用発明には、パイプについて「柱状物を挿入するパイプ」、「柱状物構造の支持部」と記載されている。これらの記載から、パイプを、基礎（ベース+羽根）に対して柱を位置決めするための構成と捉えると、本件判決の内容は自然なように思われる。

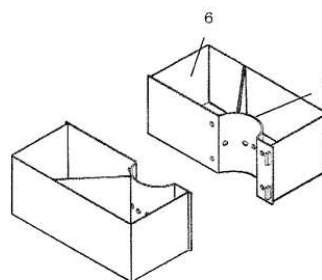
・ 実務上の指針→中間処理において、一見引例と似ていると思われる場合にも、特許請求の範囲に記載の用語の意義を検討することによって引例との差別化を図ることができる場合がある。

<本願明細書図面>

【図1】

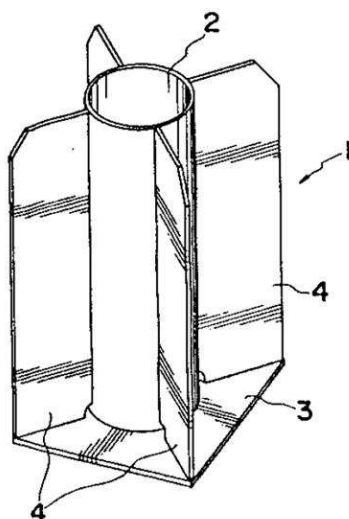


【図3】



<引用例図面>

【第1図】



以上